

円・世界優良国債券ファンド

《愛称：円セレクト》

追加型投信／内外／債券



●本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

照会先

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

携帯サイト：<http://m.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)



■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第347号

設立年月日：昭和61年11月1日

資本金：3億円(平成24年4月1日現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：3兆6,747億円(平成24年1月31日現在)※

※委託会社は平成24年4月1日付で合併を行っております。運用純資産総額は住信アセットマネジメント株式会社と中央三井アセットマネジメント株式会社の総額を合算したものです。

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	内外	債券

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産((注))	年12回(毎月)	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)

(注)投資信託証券(債券 公債・高格付債)

※商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

この目論見書により行う円・世界優良国債券ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年3月16日に関東財務局長に提出しており、平成24年4月1日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

ファンドの目的・特色

〈ファンドの目的〉

- 安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

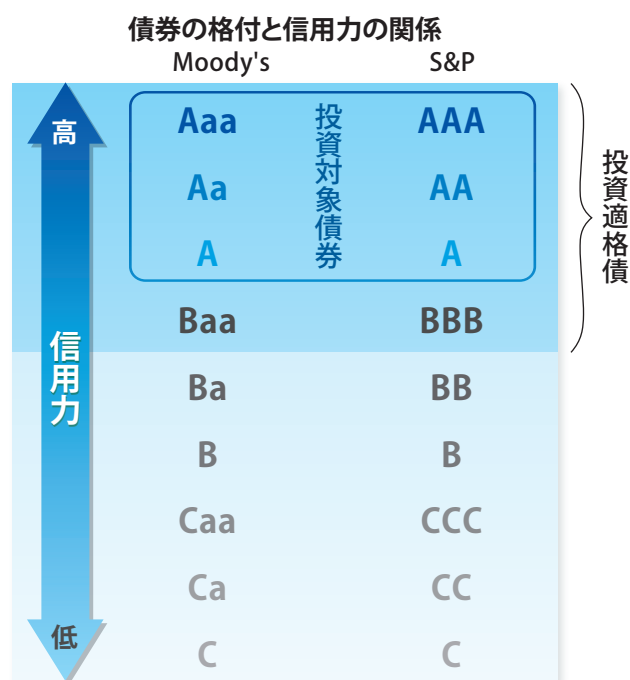
〈ファンドの特色〉

- 世界の優良国の国債等を主要投資対象とします。

円・世界優良国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）受益証券への投資を通じて、シティグループ世界国債インデックス^{*1}に採用されている国（日本を含みます。）のうち、格付等から高い信用力を有すると委託会社が判断した国（「優良国」といいます。）の国債等^{*2}を主要投資対象とします。

※1：シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックスに関する著作権・知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。

※2：原則として、米国S&P社又は同Moody's社からA格相当以上の格付が付与された国債、州政府債、政府保証債、国際機関債とします。



主要国の国債の格付
〈2012年1月末現在〉

国名	Moody's	S&P
イギリス	Aaa	AAA
オーストラリア	Aaa	AAA
オランダ	Aaa	AAA
カナダ	Aaa	AAA
シンガポール	Aaa	AAA
スイス	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA
デンマーク	Aaa	AAA
ドイツ	Aaa	AAA
ノルウェー	Aaa	AAA
フィンランド	Aaa	AAA
アメリカ	Aaa	AA+
オーストリア	Aaa	AA+
フランス	Aaa	AA+
ベルギー	Aa3	AA
日本	Aa3	AA-
スペイン	A1	A
ポーランド	A2	A
イタリア	A2	BBB+
マレーシア	A3	A
メキシコ	Baa1	A-
アイルランド	Ba1	BBB+
ポルトガル	Ba2	BB

※格付は自国通貨建長期債務格付を表示

(出所) Moody's、S&Pのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

ファンドの目的・特色

- **外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。**
世界の優良国の中から、金利水準（為替ヘッジコスト[※]控除後）が相対的に高い複数の国の国債等に投資します。

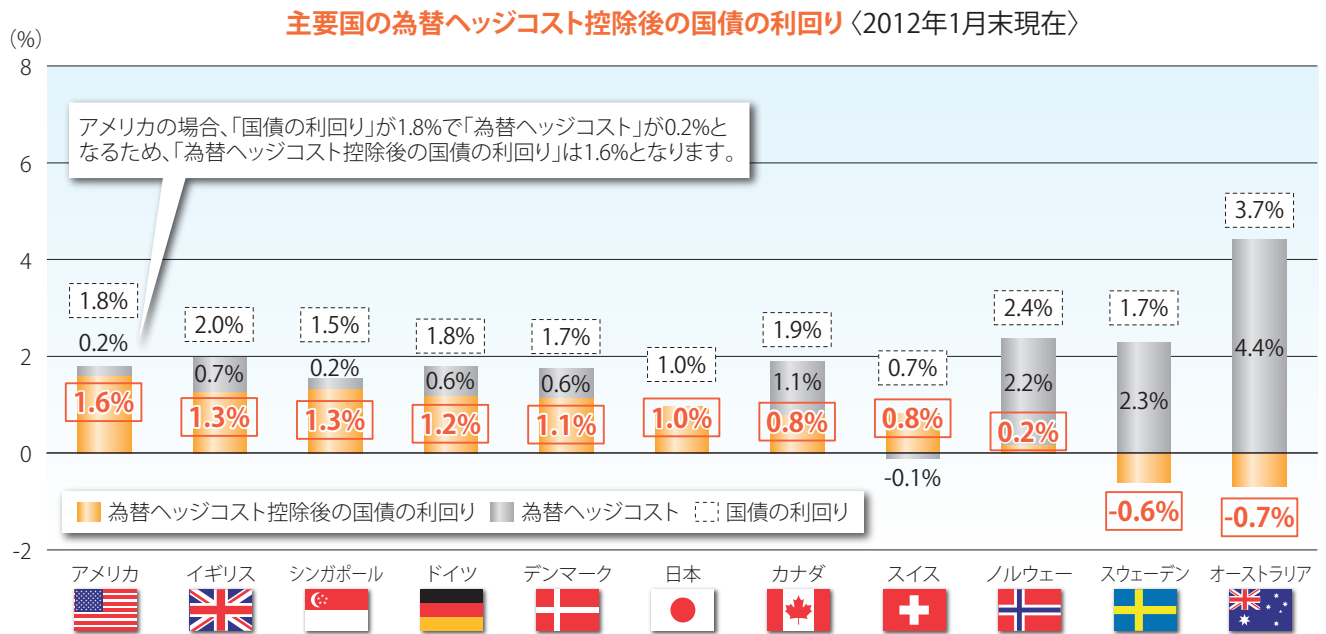
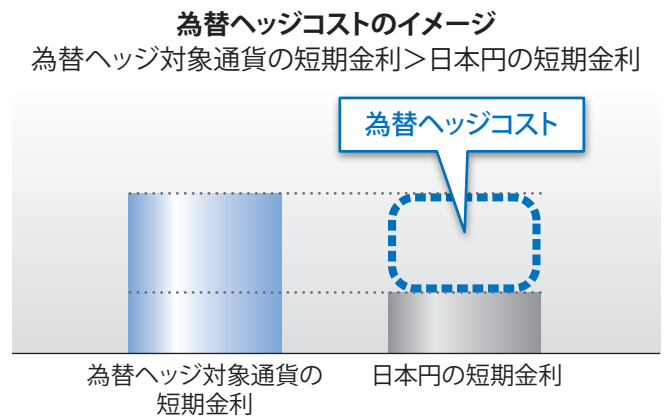
世界の優良国の中から、各国の国債の利回りから為替ヘッジコストを控除した後の利回りが相対的に高い国のうち、流動性、信用力、長期金利・短期金利の方向性等を総合的に勘案した上で、投資国及び各国の投資割合を決定し、複数の国の国債等に投資します。

※ ファンドにおける為替ヘッジコストとは以下の通り定義します。

為替ヘッジ対象通貨の短期金利から日本円の短期金利を引いた金利差で委託会社が一定の条件で独自に算出したもの。

- 為替ヘッジとは……

一般に、外貨建資産を組入れた際に為替変動リスクを低減するために用いられる手法です。通常、日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の短期金利より低い場合は金利差相当分程度の費用（為替ヘッジコスト）が生じます。



※ 為替ヘッジコスト控除後の国債の利回り: 各国の国債の利回りから為替ヘッジコストを控除したもの、為替ヘッジコスト: 為替ヘッジ対象通貨の短期金利から日本円の短期金利を引いたもの(短期金利は1ヶ月LIBOR等の代表的な1ヶ月金利を使用)、国債の利回り: 各国の残存期間約10年の国債の利回り。

※ 実際に投資する債券の利回り水準は残存期間等によって異なります。

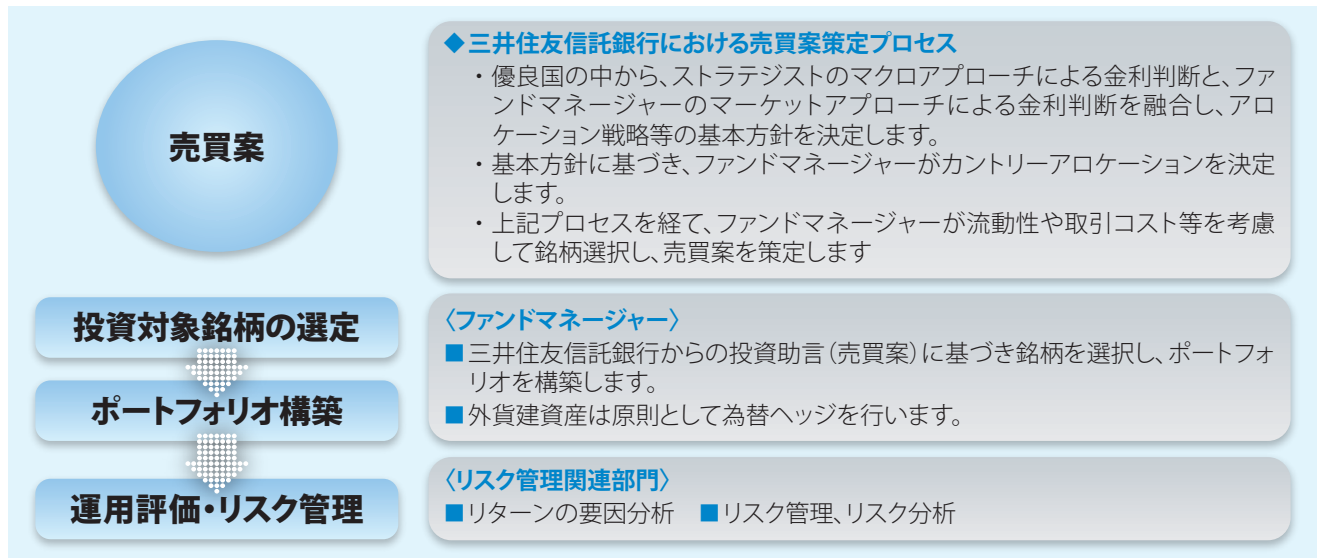
※ 上記のグラフは、S&PおよびMoody'sからAA格相当以上の格付が付与された国(ユーロ圏はドイツのみ掲載)のみ掲載しています。実際の投資に当たっては、上記の国全てに投資するわけではなく、また上記以外の国に投資する場合があります。

※ 上記の為替ヘッジコスト控除後の国債の利回り算出に使用している為替ヘッジコストは、実際的为替ヘッジコストの値とは異なります。

(信頼できると判断したデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成)

マザーファンドのポートフォリオ構築プロセス

委託会社は、三井住友信託銀行からの投資助言(売買案)に基づいて銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。また、外貨建資産について、為替ヘッジを実施します。運用評価・リスク管理については、リスク管理関連部門が行います。投資助言者である三井住友信託銀行は、投資対象国の信用力、為替ヘッジコスト控除後の金利水準を重視し、長期金利の方向性(債券要因)、短期金利の方向性(為替ヘッジコスト要因)等の個別要因を加味して売買案を策定します。



● ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



● 主な投資制限

- 外貨建資産への投資割合…… 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 株式への投資割合 …………… 株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

● 分配方針

毎月決算を行い、収益分配を目指します。

分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

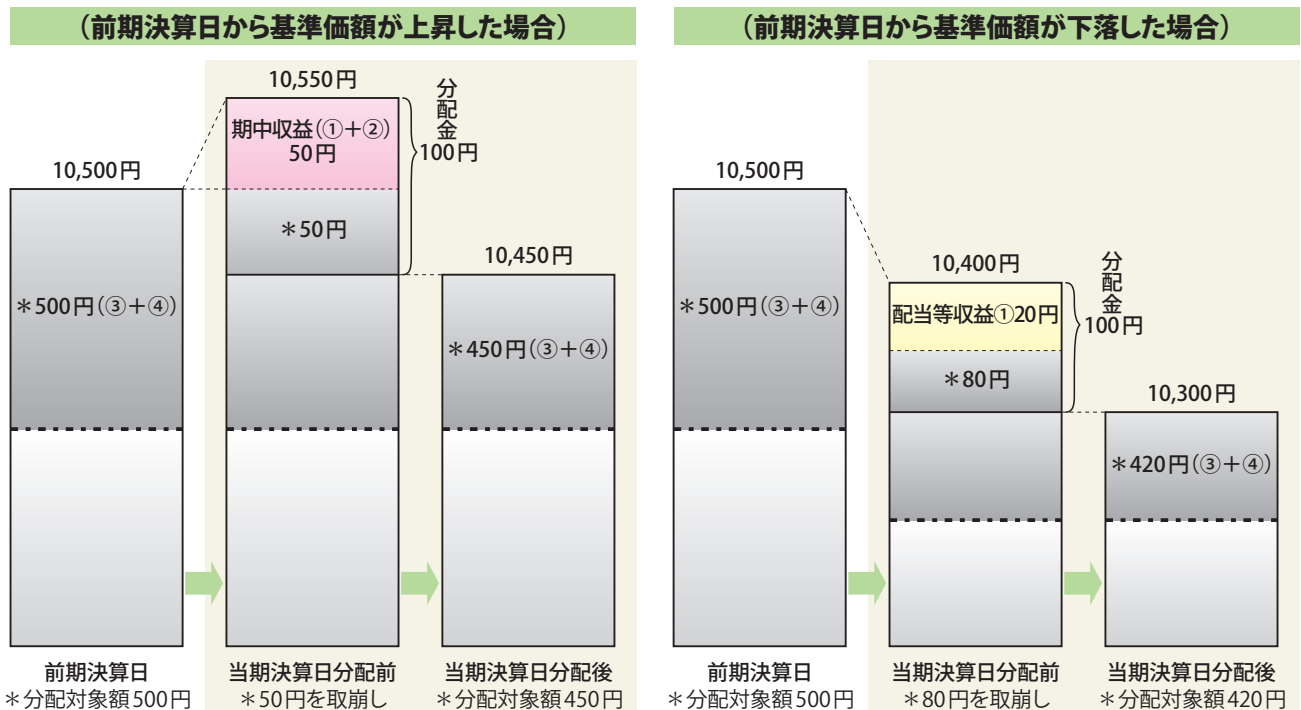
[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

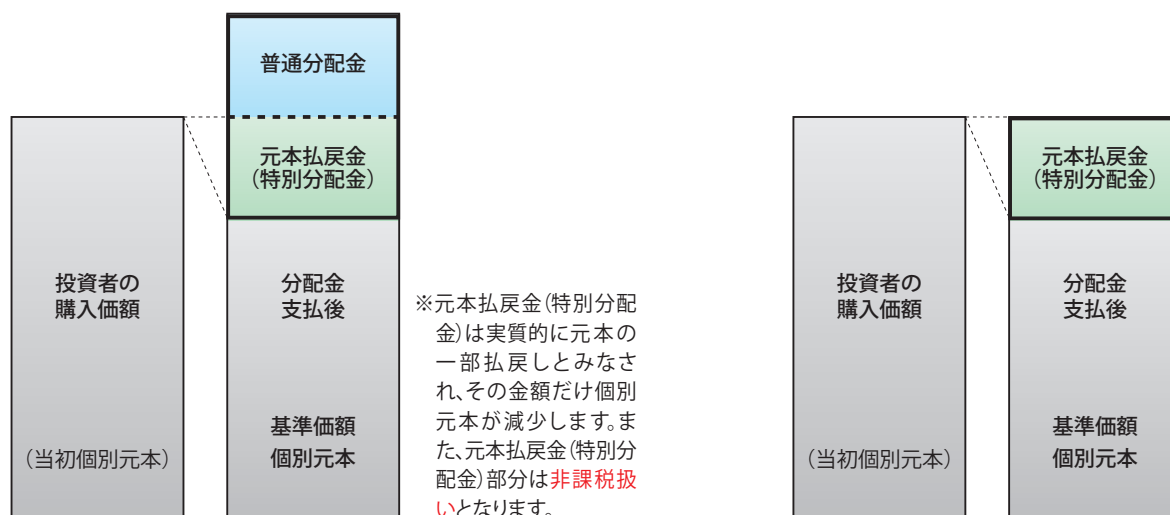
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

投資リスク

〈基準価額の変動要因〉

- **ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

金利変動リスク	一般に、金利が上昇(低下)した場合には債券価格は下落(上昇)し、基準価額の下落(上昇)要因となります。
為替変動リスク	一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く(円高に)なれば基準価額の下落要因となり、強く(円安に)なれば基準価額の上昇要因となります。外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。ただし、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、日本円の短期金利が外貨の短期金利より低い場合には、金利差相当分程度のヘッジコストがかかることとなります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

〈その他の留意点〉

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

〈リスクの管理体制〉

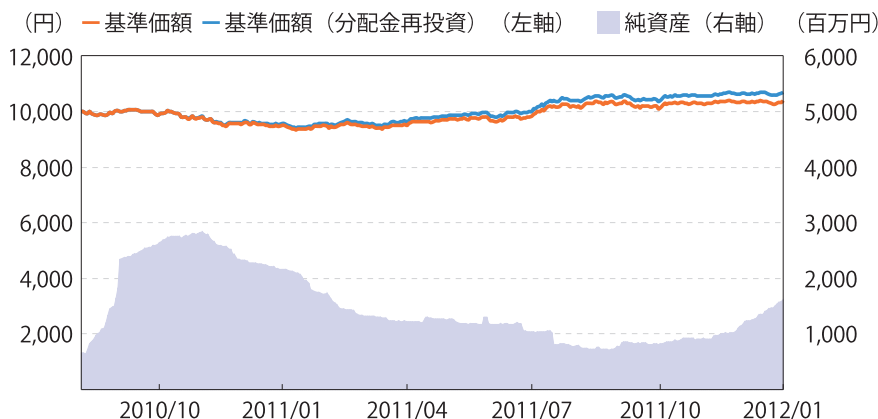
委託会社におけるリスク管理体制

- 委託会社では、運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行います(運用を外部委託しているファンドも含まれます)。
- モニタリング結果は、原則月1回(必要に応じ随時)開催される運用リスクの管理、コンプライアンスに関する委員会等に報告され、委員会等は適切な運用リスク管理・法令遵守に必要な措置を講じません。
- 内部監査部門は、独立した立場でリスク管理体制の適切性・有効性を検証し、評価を行います。

運用実績

2012年1月31日 現在 (基準日)

〈基準価額・純資産の推移〉



・基準価額及び基準価額 (分配金再投資) は、信託報酬控除後の値です。
 ・基準価額 (分配金再投資) は、分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして算出した値です。

〈分配の推移〉

期間	分配額 (円)
2012年1月	20円
2011年12月	20円
2011年11月	20円
2011年10月	20円
2011年9月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	300円

・分配金は1万口当たり、税引前の値です。
 ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

〈主な資産の状況〉

資産別投資比率

資産	比率
債券	94.64%
その他資産	5.36%
合計	100.00%

・比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率をいいます。
 ・ファンドはマザーファンドを組入れますので、実質比率を記載しています。

種別別投資比率

(円・世界優良国債マザーファンド)

種類	比率
国債証券	94.61%
-	-
合計	94.61%

・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

国/地域別投資比率 (上位)

(円・世界優良国債マザーファンド)

国/地域	比率
アメリカ	33.06%
イギリス	32.71%
カナダ	28.83%
-	-
-	-

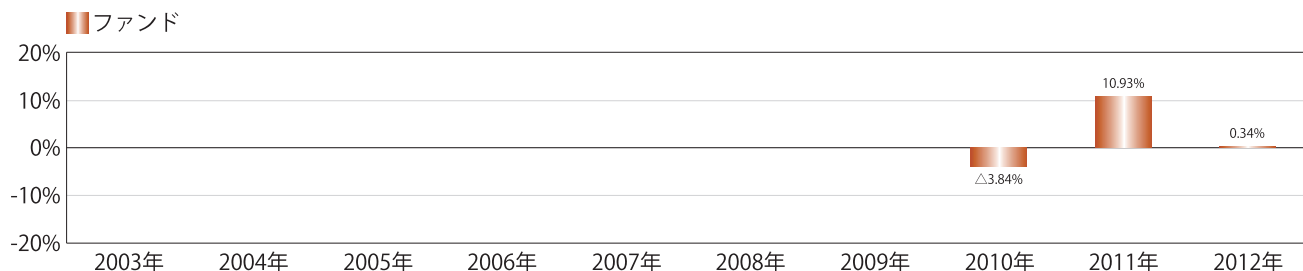
・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該国/地域の評価金額の比率をいいます。

組入上位銘柄 (円・世界優良国債マザーファンド)

銘柄名	種類	償還日	利率	通貨	比率
TREASURY	国債証券	2020/09/07	3.750%	英ポンド	9.38%
US TREASURY N/B	国債証券	2019/08/15	8.125%	米ドル	8.41%
CANADA-GOV'T	国債証券	2020/06/01	3.500%	カナダドル	7.93%
TREASURY	国債証券	2020/03/07	4.750%	英ポンド	6.36%
US TREASURY N/B	国債証券	2020/02/15	3.625%	米ドル	6.01%
CANADA-GOV'T	国債証券	2018/06/01	4.250%	カナダドル	6.00%
TREASURY	国債証券	2021/06/07	8.000%	英ポンド	5.62%
CANADA-GOV'T	国債証券	2019/06/01	3.750%	カナダドル	5.36%
US TREASURY N/B	国債証券	2019/02/15	8.875%	米ドル	5.00%
US TREASURY N/B	国債証券	2020/08/15	8.750%	米ドル	4.46%
合計					64.54%

・上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。
 ・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

〈年間収益率の推移〉



・年間収益率は [期間中の基準価額増減 + 分配金 (税引前)] / 前年末の基準価額で算出しています。
 ・2010年はファンドの設定日から年末までの分配金 (税引前) を含む基準価額の騰落率を表示しています。
 ・2012年 (直近年) は年初から基準日までの分配金 (税引前) を含む基準価額の騰落率を表示しています。
 ・ファンドにはベンチマークはありません。

・運用実績は、ファンドの過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載の委託会社ホームページでご確認いただけます。

〈お申込みメモ〉

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	平成24年4月1日から平成24年9月18日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの取消しを行うことがあります。
信託期間	無期限(平成22年9月3日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日。)です。
収益分配	年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月及び12月の決算時並びに償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

〈ファンドの費用・税金〉

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.15% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率0.7875% (税抜0.75%) 信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。	
運用管理費用の配分	委託会社	年率0.3675% (税抜0.35%)
	販売会社	年率0.3675% (税抜0.35%)
	受託会社	年率0.0525% (税抜0.05%)
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度 (監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

● 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成24年1月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
 ※法人の場合は上記とは異なります。
 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。